

各位

会 社 名 株式会社セルシード
 代表者氏名 代表取締役社長 橋本 せつ子
 (コード番号：7776)
 本店所在地 東京都新宿区原町 3-61
 問 合 せ 先 管 理 部 門 長 山 崎 浩
 電 話 番 号 03-5286-6231

(開示事項の一部変更)第三者割当による第 13 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の
 発行要項の一部変更に関するお知らせ

当社は平成27年8月13日発表の「第三者割当による第13回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行及び第三者割当て契約締結に関するお知らせ」につきまして、下記のとおり発行要項を一部変更すること及び発行要項の一部変更に関するマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社との第三者割当て契約の変更契約の締結を決議致しましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、本件のその他の条件、発行日、資金用途等につき発行決議時開示からの変更はございません。

記

株式会社セルシード 第 13 回新株予約権
 発行要項
 (変更箇所には下線を付しております。)

変更前	変更後
17. 本新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権の行使は、第 13 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、当該本新株予約権者が <u>本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第 20 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。</u> (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 21 項	17. 本新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権の行使は、第 13 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、当該本新株予約権者が <u>当社の定める行使請求書 (以下「行使請求書」という。)</u> に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、 <u>これに記名捺印した上、第 20 項記載の行使請求受付場所に提出することにより行われる。</u> (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 21 項に定

<p>に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、<u>第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</u></p>	<p>める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。<u>行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。</u></p> <p>(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、<u>行使請求に必要な書類の全部が第 20 項記載の行使請求受付場所に到着し、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。</u></p> <p><u>(4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。</u></p>
<p>20. 行使請求受付場所</p> <p><u>株式会社アイ・アール ジャパン</u> <u>証券代行業務部</u></p>	<p>20. 行使請求受付場所</p> <p><u>株式会社セルシード管理部門</u> <u>東京都新宿区原町三丁目 61 番地</u></p>
<p>22. <u>社債、株式等の振替に関する法律の適用等</u></p> <p><u>本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>以下条項番号を繰り上げる。</p>

以上

(別紙)

(変更後の発行要項の全文)
株式会社セルシード 第13回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社セルシード第13回新株予約権(第三者割当て)(以下「本新株予約権」という。)
2. 申込期間
平成27年8月31日
3. 割当日
平成27年8月31日
4. 払込期日
平成27年8月31日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,000株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第12項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第12項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第12項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
2,000個
8. 各本新株予約権の払込金額の総額
金6,400,000円
9. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権1個当たりの払込金額 3,200円
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、705円とする。但し、行使価額は第12項の規定に従って調整されるものとする。
11. 行使価額の修正
当社は、平成27年9月1日以降、取締役会決議により、行使価額の修正を行うことができる。この場合、当社は、本新株予約権者に速やかに通知を行うものとし、行使価額は、当該通知の発出日の翌取引日以降、本新株予約権の行使がなされる都度、第17項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の

終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が当初行使価額（以下「下限行使価額」といい、第12項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

12. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
 - (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第11項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。但し、この場合、下限行使価額についても、かかる調整を行うものとする。
 - (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
13. 本新株予約権を行使することができる期間
平成27年8月31日から平成29年8月30日までの期間とする。
 14. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
 15. 本新株予約権の取得
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日の翌営業日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金3,200円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
 17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、第 13 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、当該本新株予約権者が当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、第 20 項記載の行使請求受付場所に提出することにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第 20 項記載の行使請求受付場所に到着し、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。
 - (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
18. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 3,200 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、当初行使価額は、平成 27 年 8 月 12 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額とした。
 20. 行使請求受付場所
株式会社セルシード管理部門
東京都新宿区原町三丁目 61 番地
 21. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 新宿通支店
 22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
 23. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上